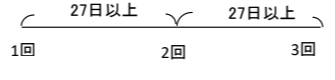
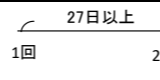
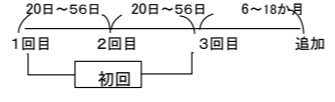
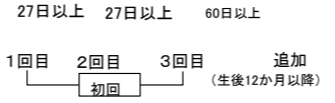
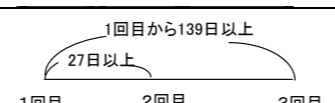
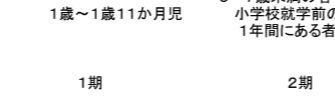
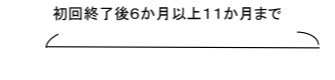

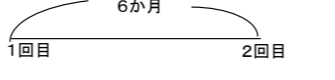
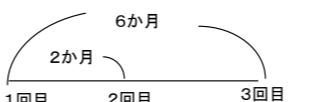


予防接種の種類		接種時期	接種方法	接種間隔	注意事項	実施時期	実施場所	健康被害救済制度
ロタウイルス感染症	5価 (ロタテック)	<定期> 生後6週0日後～32週0後まで (初回接種の標準的接種期間は生後2か月から出生14週6日後まで)	27日以上の間隔をあけて3回接種		・初回接種を15週0日後以後に受けることは、安全性の観点から、勧めていない。 ・原則、2回目以降も同じ種類のワクチンを使用する。 ・接種後に吐き出した場合でも、再度の接種は必要ない。	1 年 中	県 内 の 実 施 医 療 機 関	＜定期＞ 国の補償
	1価 (ロタリックス)	<定期> 生後6週0日後～24週0日後まで (初回接種の標準的接種期間は生後2か月から出生14週6日後まで)	27日以上の間隔をあけて2回接種					
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風 急性灰白髄炎(ポリオ)、ヒブの予防)		<定期> 生後2か月～7歳5か月 <small>標準的な接種は、初回接種開始が生後2か月から生後6か月 1期の追加接種は、初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回接種するが、 標準的な接種期間は、初回接種終了後6か月から18か月の間が望ましい</small>	1期 初回:20日～56日の間隔をあけて3回接種 追加:初回完了後6か月～18か月の間に1回接種		・1期の初回接種は、20日以上(標準的には20日から56日まで)の間隔をおいて3回行う。 ・1期初回の接種は左右交互に行う。 ・1回以上接種している場合、原則として、4回目まで五種混合ワクチンを使用することとする。			
小児用肺炎球菌(15価・20価)		<定期> 生後2か月～4歳11か月 <small>標準的な接種は、初回接種開始が生後2か月から生後6か月 追加接種が生後12か月から14か月</small>	【開始が生後2か月から6か月の場合】 初回:27日以上の間隔をあけて3回接種 追加:初回終了後60日以上の間隔に1回接種		・初回接種は、開始が生後2か月から6か月の場合は、生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回行う。ただし、生後12か月を超えて2回目の接種を行った場合は、3回目の接種は行わないものとする。開始が生後7か月から12か月の場合は、生後24か月までの間に27日以上の間隔をおいて2回行う。 ・追加接種は、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12か月に至った日以降において、1回行う。			
B型肝炎		<定期> 生後0か月～11か月 <small>標準的接種時期としては、生後2か月～8か月が望ましい。</small>	2回目は1回目から27日以上の間隔をおく 3回目は1回目から139日以上の間隔をおく		・HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者は、定期予防接種の対象にはならない。			
BCG (結核の予防)		<定期> 生後0か月～11か月 (なるべく生後3か月～) <small>標準的接種時期としては、生後5か月～7か月が望ましい</small>	1回接種		・家族内に結核患者発生などハイリスク児に関しては、生後3か月前であっても接種を考慮する。 ・接種部位は、上腕外側のほぼ中央とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避ける。			
麻疹・風しん1期 (混合・単抗原)		<定期> 1歳～1歳11か月 <MRワクチン供給不足に伴う経過措置> 令和6年度MRワクチン予防接種1期の対象者(令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの者)は令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間「定期接種」として接種可	1回接種		・1期の予防接種は、できるだけ早期に接種を行う。 ・4月から6月の接種が望ましい。 ・定期外接種は、次のように接種する。ただし、MRワクチン供給不足に伴う経過措置対象者はこの対象から除く。 ・第2期対象者を除いた24か月以上90か月未満の者で、これまでに1回も接種を受けていない者を対象とする。 ・生後6か月から1歳の者のうち、町長が特に必要と認め、接種が可能であり、接種を希望する者			
麻疹・風しん2期 (混合・単抗原)		<定期> 5歳～7歳未満の者で、小学校就学前の1年間の者 (平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの者) <MRワクチン供給不足に伴う経過措置> 令和6年度MRワクチン予防接種2期の対象者(平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの者)は令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間「定期接種」として接種可	1回接種					
水痘		<定期> 1歳～2歳11か月 <small>標準的な接種は、初回接種開始が生後12か月から14か月 追加接種は、初回終了後、6か月から11か月</small>	初回:生後12か月から14か月までに1回接種 追加:初回終了後6か月から11か月の間に1回接種		・乾燥弱毒生水痘ワクチンは、溶解後にウイルス価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。			
日本脳炎1期		<定期> 生後6か月～7歳5か月 <small>(1期初回の2回接種は、なるべく3歳の時に接種する)</small> <定期の特例> ・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で「20歳未満の者」	1期 初回:6日～28日の間隔をあけて2回接種 追加:初回完了後、6か月以上の間隔をおいて1回接種		・1期初回接種は、6日以上(標準的には6日から28日まで)の間隔をおいて2回行う。 ・1期追加接種は、初回終了後6か月(概ね1年)以上の間隔をおいて1回行う。			
日本脳炎2期		<定期> 日本脳炎の1期を終了している9歳～13歳未満 <定期の特例> ・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で「20歳未満の者」	1回接種		・特例対象者への2期接種は、1期接種終了後6日以上の間隔をおけば実施できるが、通常、1期接種の終了後、概ね5年の間隔をおいて接種するものであり、この間隔を参考にする。 ・13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しない。			
二種混合2期 (ジフテリア・破傷風の予防)		<定期> 三種混合、または四種混合、または五種混合の1期を終了している 11歳～13歳未満	1回接種		・三種混合1期、または四種混合1期、または五種混合を終了している者に行う。 ・2期の予防接種に使用するワクチンはDTのみである。			
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	9価 (シルガード)	<定期> 小学6年生から高校1年生の者 (平成21年4月2日～平成26年4月1日生まれの者) <small>標準的な接種期間は、中学1年生に相当する年齢の者</small>	※1回目を15歳までに接種する場合 2回目は1回目の接種から6か月後		・シルガードについては、1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合は初回接種の6か月後の2回接種とする。初回から2回目までの接種間隔は最低5か月以上とし、5か月未満で2回目の接種をした場合は合計3回接種とする。1回目の接種を15歳になってから受ける場合は 初回接種の2か月後に2回目、初回接種の6か月後に3回目の接種を行う。標準的な接種方法を行うことができない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目から3か月以上の間隔をおいて1回行う。 ・失神による転倒防止のため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座らせるなど配慮する。			
			※1回目を15歳以降に接種する場合 2回目は1回目の接種から2か月後 3回目は1回目の接種から6か月後					
RSウイルス感染症		妊娠28週から37週に至るまで	1回接種		・接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方過去の妊娠時に組換えRSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)を接種したことのある方も対象になります。 ・接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。			